

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月22日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	上三川町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp/f_kikaku/mynumber.htm

執行機関名 上三川町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	上三川町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱(平成21年上三川町告示第43号)の規定による要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		上三川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月上三川町条例第40号)別表第1第5の項 上三川町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱(平成21年上三川町告示第43号)の規定による要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第1条	上三川町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱(平成21年上三川町告示第43号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	【高等学校等就学支援金の支給に関する法律】 第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。 【学校教育法】 第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して就学援助を目的に行う要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給について、上三川町補助金等基本条例(平成20年上三川町条例第9号)に定めるもののほか必要な事項を定める。
⑦独自利用事務の関連規範		上三川町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱(平成21年上三川町告示第43号)